

横 手 市 農 業 委 員 会

令和 6 年度 第 6 回

農業委員会総会議事録

令和 6 年 8 月 16 日

令和 6 年度 第 6 回横手市農業委員会総会議事録

令和 6 年 8 月 16 日午前 10 時 00 分より下記案件審議につき、横手市農業委員会総会を浅舞地区交流センターに招集する。

記

1. 議事録署名委員の指名について
2. 議案第 29 号 農地法第 3 条の規定による許可処分を取り消しについて
3. 議案第 30 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
4. 議案第 31 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
5. 議案第 32 号 農用地利用集積計画審議について
6. 議案第 33 号 農用地利用集積等促進計画（案）審議について
7. 議案第 34 号 買受適格証明願いに対する意見決定について
8. 議案第 35 号 令和 6 年度秋田県農業委員会大会への政策提案事項（案）について
9. 報告第 9 号 農地の転用事実に関する調査結果について

当日の出席委員

議席No.	委 員 氏 名	出欠	議席No.	委 員 氏 名	出欠
1	佐 藤 保	出	1 3	高 田 恵律子	出
2		欠	1 4	近 江 清 廣	出
3		欠	1 5	高 橋 馨	出
4	石 山 俊 彦	出	1 6	佐 藤 吉 治	出
5	佐々木 一 誠	出	1 7		欠
6	千 葉 肇	出	1 8	小松田 英 人	出
7	佐 藤 仁	出	1 9	高 橋 康 弘	出
8	高 橋 正 也	出	2 0	丹 波 賢太郎	出
9	佐 藤 勇	出	2 1	武 藤 吉 喜	出
1 0	小笠原 夏 子	出	2 2	木 村 由美子	出
1 1	新 山 武	出	2 3	堀 江 一 彦	出
1 2	千 田 誠 治	出	2 4	飯 野 正 和	出

当日の欠席委員

2番 佐々木 由紀子 委員
3番 佐 藤 省 美 委員
17番 高 橋 尚 也 委員

農業委員会事務局職員

農業委員会事務局	事務局長	岩 瀬 司
	局長代理兼農地振興係長	伊 藤 俊 一
	総務係長	佐 藤 亨
	総務係主査	佐 藤 絹 子
	農地振興係主査	佐々木 真
	農地振興係主査	柴 田 正 之
増田地域局	農委事務局主査	石 橋 大 輔
平鹿地域局	農委事務局専門員	武 田 和 典
雄物川地域局		
大森地域局	農委事務局主査	高 田 真 紀 子
	農委事務局主事	須 田 萌々子
十文字地域局	農委事務局主査	原 かおる
山内地域局	農委事務局副主査	土 田 学
	農委事務局主任	小 徳 真
大雄地域局	農委事務局主査	照 井 理 香

議長	本日の出席者数は21名であります。 農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する定足数に達しておりますので、ただ今から第6回横手市農業委員会総会を開会いたします。
議長	日程1、「議事録署名委員の指名について」本件につきましては、「横手市農業委員会総会会議規則」第23条第2項の規定に定める議事録署名委員について、慣例により当職より指名することにご異議ございませんか。 （「異議なし」の声あり）
議長	ご異議がないようですので、当職より 11番 新山 武 委員 12番 千田 誠治 委員 の両名を指名いたします。
議長	日程2、「議案第29号 農地法第3条の規定による許可処分の取り消しについて」を上程いたします。事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、ご説明いたします。 まずは本議案につきまして概要を説明いたします。過去の農業委員会総会で農地法第3条の許可を行った案件におきまして、何らかの事由により許可申請者がその許可を取り消したい場合、当初の渡人及び受人が連名で許可取消を願い出るものであり、農業委員会総会において承認の可否を求めるものです。 願出案件は1件です。議案書2ページをご覧ください。 受人が経営規模の拡大を目的として田を買い受けるべく農地法第3条の許可申請を行い、令和6年4月16日開催の農業委員会総会において許可することを決定したものです。この許可後、申請者から、農地法第3条許可による売買よりも農業経営基盤強化促進法による公社売買のほうが税制面で有利であるようなので、改めて申請し直したい、との相談があり、取消の願出に至ったものです。所有権移転登記はまだ行われていないため、許可取消が承認された後は、来月以降、改めて公社売買による申請を行い、受人が農業経営を行っていく旨、理由書の提出を受けております。 説明は以上です。
議長	事務局の説明が終わりました。 この件に関しまして皆様からご質問等ございませんか。
16番	ただいまご説明ありましたけれども、これにつきましては運営委員会で取り消しというのは望ましくないということで、今後はこのような事例が発生しないように話し合いをしました。それについて、紹介いただければと思います。
事務局	運営委員会でご指摘いただいたあと、申請の受付に当たっては、3条

	申請や公社売買の条件等を十分説明するなどの対応を心がけるとともに、公社売買担当者が地域局に出向いて、公社売買の制度についての説明を改めて行うなどの対応を行っております。
7 番	申請にあたり申請者は公社売買のことを知らなかったということでしょうか。その後、どのようなプロセスで公社売買が有利だと思われたのか。
議長	暫時休憩いたします。
議長	会議を再開します。
事務局	当初は申請者がまず 3 条申請ということでしたのでそれを受けた事務局側でもそのまま受付しました。その後、これは公社売買の方が有利ではないかとその時点で事務局側でも気づけば良かったのは確かにご指摘の通りですが、残念ながらそのときに申請者側も事務局案をそこまでの判断に至らずそのまま進んでしまいました。後で申請者からご相談が来たという経緯でございます。
7 番	各窓口で申請者に対し一言助言はできるのでしょうか。
事務局	申請者が提出してきた申請書をそのまま受理するばかりではなく、その内容によってはこちらの方が良いのではないかというアドバイスは当然可能なことですので、今後はそのような対応をしていきたいと思えます。
16 番	私からご説明するまでもありませんが、運営委員会は先ほどお話したように、こういうふうな案件があった場合には公社売買ということも説明した上で申請を受けるということを説明しながらやり取りするということを話しました。全て公社売買が有利ということではなく、譲渡価格とか、そういう面で公社売買の優位が発生しますが、農地法は農地法で、許可の優位性がありますので、どちらを選ぶかは申請者の判断次第ですし、メリット・デメリットを事務局が受付した際によくよく両方で話し合うということで、このようなことがないようにということです。
議長	ほかにご質問等ございませんか。
議長	ご質問がないようですので、お諮りします。「議案第 29 号」について、承認することに賛成の方は、挙手願います。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、「議案第 29 号」については、承認することに決定いたします。

議長

日程 3、「議案第 30 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、ご説明いたします。申請案件は 15 件です。議案書 4 ページをご覧ください。

「1 番」から「4 番」は、横手地域局管内からの申請です。

「1 番」は、買受により新規就農するものです。

「2 番」、「3 番」は、買受により経営規模の拡大をするものです。

「4 番」は、渡人が県外在住のため、近隣の耕作者へ農地を売渡するものです。議案書 5 ページをご覧ください。

「5 番」から「9 番」は、平鹿地域局管内からの申請です。

「5 番」は、農地を隣接地所有者へ贈与するものです。

「6 番」は、買受により経営規模の拡大をするものです。

「7 番」は、賃貸借していた農地を売買するものです。

「8 番」は、買受により経営規模の拡大をするものです。議案書 6 ページをご覧ください。

「9 番」は、買受により経営規模の拡大をするものです。

「10 番」から「12 番」は、雄物川地域局管内からの申請です。

「10 番」は、秋田県農業公社から 10 年分割払いで農地を買い受けるものであり、分割払い期間中の使用収益権を設定するものです。

「11 番」は、親子間で一部の農地を使用貸借するものです。

「12 番」は、農業者年金受給のため、親子間の使用貸借を再設定するものです。議案書 7 ページをご覧ください。

「13 番」は、大森地域局管内からの申請です。知人間で農地の贈与をするものです。

「14 番」は、山内地域局管内からの申請です。買受により経営規模の拡大をするものです。

「15 番」は、大雄地域局管内からの申請です。買受により経営規模の拡大をするものです。

以上、配布しております別紙資料「農地法第 3 条調査書」の受付番号 1 番から 15 番に記載されておりますとおり、農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないことから、許可要件のすべてを満たしていると考えます。説明は以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。これより現地調査をされました委員の皆様から、補足等ありましたらご説明をお願いします。

(特になし)

議長

この件に関しまして皆様からご質問等ございませんか。

(質問、意見等なし)

議長

ご質問がないようですので、お諮りします。「議案第 30 号」について、許可することに賛成の方は、挙手願います。

	(全員挙手)
議長	全員賛成ですので、「議案第 30 号」については、許可することに決定いたします。
議長	日程 4、「議案第 31 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局の説明を求めます。
事務局	それではご説明いたします。議案書 10 ページをお開きください。申請件数は全部で 5 件になります。 「1 番」は、横手地域局管内からのものです。 農地区分です。申請地は、都市計画法に規定する用途地域が定められている区域内にあるため、「第 3 種農地」と判断します。 事業概要です。申請地は、7 月総会において「事業計画変更承認」を受けた土地になります。譲受人は建設業者であり、申請地の隣地を所有しておりますが、このたび住宅展示場を建築することになり、その来客用駐車場として申請地を整備しようとするものです。 土地概要です。申請地は「朝倉地区交流センター」から北東約 1.7 km にある農地で、登記地目は「田」現況地目は「田」となっております。隣接地の状況は、北側は宅地、東側・西側は田、南側は市道となっております。 資金計画です。全額自己資金で対応するとのことで、金融機関の残高証明書により確認済みです。 排水計画です。汚水・生活雑排水は発生しません。雨水排水は自然流下により放流させる計画です。 被害防除については、緩衝地を設ける計画となっており、周囲への影響はないと思われます。 意見書は、土地改良区の管轄外のため、ありません。他法令については、特にありません。 申請地は「第 3 種農地」であり「立地基準」を満たし、「一般基準」も満たしていることが書面等より確認できることから、許可相当に該当するものと考えます。 現地調査は、7 月 31 日、佐々木由紀子委員と事務局で実施しております。 「2 番」も、横手地域局管内からのものです。 農地区分です。申請地は、おおむね 10 ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、「第 1 種農地」と判断します。 事業概要です。譲受人夫婦は、現在アパート住まいをしておりますが、住宅の新築を計画し、実家近くで宅地を探しておりましたが適地が見つからず、申請地は県道沿いであり比較的交通の便も良いため、農地でありますがやむなく選定したものです。 土地概要です。申請地は「黒川地区交流センター」から南東約 600m にある農地で、登記地目・現況地目とも「畑」となっております。隣接

地の状況は、北側は県道、西側・東側は宅地、南側は畑となっています。

資金計画です。自己資金と借入資金で対応予定であり、金融機関の残高証明書及び事前審査回答書により確認済みです。

排水計画です。汚水・生活雑排水は合併浄化槽で処理、雨水排水は自然流下または県道側側溝へ放流させる計画です。

被害防除は、緩衝地を設ける計画となっており特に周囲への影響はないと思われます。

意見書は、土地改良区の管轄外です。他法令については、特にありません。

申請地は「第1種農地」ではありますが、「申請に係る土地の周辺の地域において、居住する者の日常生活上必要な施設で、集落に接続して設置されるもの」であることから、農地法施行規則第33条第4号の不許可の例外に該当し「立地基準」を満たしており、「一般基準」も満たしていることが書面等より確認できることから、許可相当に該当するものと考えます。

現地調査は、7月31日、佐々木由紀子委員と事務局で実施しております。

続いて、12ページとなります。「3番」も横手地域局管内からのものです。

農地区分です。申請地は、都市計画法に規定する用途地域が定められている区域内にあるため、「第3種農地」と判断します。

事業概要です。譲受人は、現在借家住まいであり、利便性の良い場所での住宅の新築を計画し、宅地を探しておりましたが適地が見つからず、農地ではありますが申請地をやむをえず選定したものです。

土地概要です。申請地は、「市役所条里南庁舎」から南西約600mに位置しており、登記地目は「田」現況地目は「田」となっております。隣接地の状況は、西側は畑、北側は田、東側は宅地及び道路、南側は宅地となっています。

資金計画です。全額借入資金で対応するとのことで、金融機関の事前審査結果により確認済みです。

排水計画です。汚水・生活雑排水は公共下水道を利用、雨水排水は自然流下させる計画です。

被害防除については、緩衝地を設ける計画となっており、周囲への影響はないと思われます。

意見書は、土地改良区の管轄外のため、ありません。他法令については、特にありません。

申請地は「第3種農地」であり「立地基準」を満たし、「一般基準」も満たしていることが書面等より確認できることから、許可相当に該当するものと考えます。

現地調査は、7月31日、佐々木由紀子委員と事務局で実施しております。

「4番」は平鹿地域局管内からのものです。

農地区分です。申請地は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の

農地の区域内にある農地であるため、「第1種農地」と判断します。

事業概要です。譲受人は自宅の老朽化により新築を計画しており、自宅近くで宅地を検討しましたが適地が見つからず、申請地は市道沿いで比較的交通の便も良いため、農地でありますがやむをえず選定したものです。

土地概要です。申請地は「横手市役所雄物川庁舎」から北東約 3.5 kmにある農地で、登記地目・現況地目とも「畑」となっております。隣接地の状況は、北側・西側は農地、南側・東側は市道となっています。

資金計画です。全額借入資金で対応するとのことで、金融機関の融資証明書により確認済です。

排水計画です。汚水・生活雑排水は合併浄化槽で処理、雨水排水は自然流下させる計画です。

被害防除は、緩衝地を設ける計画となっており、周囲への影響はないと思われます。

意見書は、土地改良区の管轄外のため、ありません。他法令については、特にありません。

申請地は「第1種農地」であります、「申請に係る土地の周辺の地域において、居住する者の日常生活上必要な施設で、集落に接続して設置されるもの」であることから、農地法施行規則第33条第4号の不許可の例外に該当し「立地基準」を満たしており、「一般基準」も満たしていることが書面等より確認できることから、許可相当に該当するものと考えます。

現地調査は、7月24日、武藤吉喜委員、佐藤勇委員、佐藤秀昭推進委員、佐藤和仁推進委員と事務局で実施しています。

続いて、14ページとなります。「5番」は、十文字地域局管内からのものです。

農地区分です。申請地は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地である「第1種農地」と、おおむね300メートル以内に高速道路の出入口が存在する農地である「第3種農地」の両方が含まれる土地になります。

事業概要です。譲受人は、自動車関連の売買及び整備等を行う株式会社であります。現在修理工場のある横手支店は、施設の老朽化で建替えが急務となっておりますが、敷地内において機能を継続しながらの建替え工事は困難であり、移転を計画しました。申請地は、事業の目的に即した場所として条件が揃っていることから、農地でありますが適地としてやむなく選定したものです。

土地概要です。申請地は、「横手市役所十文字庁舎」から北東約1.4 kmに位置しており、登記地目・現況地目とも「田」となっています。隣接地の状況は、北側は市道、西側は農地、東側は国道、南側は宅地となっています。

資金計画です。全額自己資金で対応するとのことで、金融機関の残高証明書により確認済みです。

排水計画です。汚水・生活雑排水は、敷地内に設ける合併浄化槽で適切に処理し法定外水路へ放流します。雨水排水は、油水分離層で処理し

	法定外水路へ放流させる計画です。 被害防除については、建物の位置・高さを考慮し、周辺の農地に支障のない計画となっており、影響はないと思われます。 意見書は、秋田県雄物川筋土地改良区から、同意する旨の意見書が交付されています。 他法令については、都市計画法第 29 条の規定による開発行為について申請中であり、許可見込みです。 申請地は「第 1 種農地」と「第 3 種農地」であり、本件は自動車修理工場を移転新築しようとするもので、「流通業務施設・休憩所・給油所・その他これらに類する施設で、一般国道の沿道の区域に建設されるもの」であることから、農地法施行規則第 35 条第 4 号の不許可の例外に該当し「立地基準」を満たし、「一般基準」も満たしていることが書面等より確認できることから、許可相当に該当するものと考えます。 現地調査は、7 月 31 日、佐藤吉治委員と佐々木一誠委員と事務局で実施しています。 説明は以上です。
議長	事務局の説明が終わりました。これより現地調査をされました委員の皆様から、補足等ありましたらご説明をお願いします。 (特になし)
議長	それでは、この件に関しまして皆様からご質問等ございませんか。
16 番	5 番目の申請については現地確認させていただいたのですが、一般基準の審査表を見ていただけるとわかるように、工事計画の完工が令和 8 年 5 月 31 日と 1 年を超過しています。1 年を超過している場合は、許可基準の場合、通常は許可については難しいとされております。これについては運用を適用して許可相当ということですので、その運用について皆さんに紹介していただければと思います。 それから立地基準に示している図面ですが、この 5 番の案件については、第 3 種とした要件を半円で示しております。インター入口から半径 300m、要件は概ね 300m に該当するということで農地区分として第 3 種ということですが、では、第 1 種農地区分が図上ではわかりません。これについては現地確認をして、地域局から説明をいただいておりますが、他の案件について単なる位置図です。これだけで農地区分を判断することは全くできません。判断するのは農業委員ということで、私は再三申し上げております。さらにこの図面について農地区分を判断できるようにと再三申し上げており、それでもそうしない、そうしない理由についてご説明をいただきたい。
議長	後段は要望ということでしょうか。
16 番	これは、我々が判断する欠かせない非常に重要な話です。一般基準に関する資料が全く提示されていなかった。この立地基準についても図面

事務局	は出していますが、これで皆さん農地区分はわかるのでしょうか。資料をもって農地区分を判断し、現地調査で現地を確認するわけです。これはただの位置図です。 用途地域であれば用途地域と書くとか、連担だとか、住居率などを記載すればいいのではないのでしょうか。10ha 以上と書けばいいのではないのでしょうか。それにより農地区分が判断できると思います。そんなに難しいことを申し上げてはおりませんし要望ではありません。 前段の 1 年以内に工事が終わらない場合についてですが、やはり大規模な工事になりますと、物理的に 1 年で終わらないケースもあると思います。今回の場合は、着工から完了までの工程表を提出いただいていますので、それを見て 1 年では終わらない工事であり、やむを得ないだろうと判断したところです。 後段の農地区分についての資料についてですが、4 月から 16 番委員から再三ご指摘いただいておりますが、なかなか改善できず申し訳ありません。とりあえず今回第 1 歩として十文字インターから 300 m ラインを入れてみました。 また、第 1 種農地の 10ha 以上とかの表現は中々こちらでもこの 1 枚の図面にどのように盛り込むか苦心しているところですが、今回少し改善を図った部分は、例えば番号 2 とか番号 4 の第 1 種農地と判断している案件ですが、従来だともっと申請地をアップして位置図的な要素が強かったのですが、今回ちょっと引き目に作ってみて、広い農地の一角だということが見た目で見えるように表現したつもりでした。 様々なご意見を参考に対応について引き続き改善を図っていきたいと思いますので、よろしくお願いします。
議長	ほかにご質問等ございませんか。
議長	ご質問がないようですので、お諮りします。「議案第 31 号」について、許可することに賛成の方は、挙手願います。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、「議案第 31 号」については、許可することに決定いたします。
議長	日程 5、「議案第 32 号 農用地利用集積計画審議について」を上程いたします。事務局の説明を求めます。
議長	はじめに、議事参与の制限の案件により議長を堀江会長職務代理者と交代します。暫時休憩します。 (暫時休憩) 議長（職

代)	「整理番号 917 番」から「整理番号 921 番」は、議席番号 24 番 飯野正和委員の関連案件となっておりますので、「農業委員会等に関する法律」第 31 条の規定に基づく「議事参与の制限」により、本案件の議事開始から終了まで退席をお願いします。 (議席番号 24 番 飯野正和委員 一時退席)
議長 (職代)	「整理番号 917 番」から「整理番号 921 番」について、事務局の説明を求めます。
事務局	それではご説明いたします。 議案書 19 ページの「整理番号 917 番」から「整理番号 921 番」は、出し手農家と受け手農家の間において 8 月 19 日付けで農用地利用集積計画の公告により 5 年間の利用権を再設定するものとなっております。 本農用地利用集積計画につきましては、配布しております別紙資料「旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項」に規定する要件に該当するものと判断いたします。説明は以上です。
議長 (職代)	事務局の説明が終わりました。それでは、この件に関しまして皆様からご質問等ございませんか。 (質問、意見等なし)
議長 (職代)	ご質問がないようですので、お諮りいたします。「整理番号 917 番」から「整理番号 921 番」について、承認することに賛成の方は挙手願います。 (全員挙手)
議長 (職代)	全員賛成ですので、「整理番号 917 番」から「整理番号 921 番」については、承認することにいたします。 (議席番号 24 番 飯野正和委員 着席)
議長 (職代)	ここで、議長を会長と交代いたします。暫時休憩します。 (暫時休憩)
議長	会議を再開します。
議長	次に「整理番号 1068 番」は、議席番号 4 番 石山俊彦委員の関連案件となっておりますので、「農業委員会等に関する法律」第 31 条の規定に基づく「議事参与の制限」により、本案件の議事開始から終了まで退席をお願いします。

	(議席番号 4 番 石山和彦委員 一時退席)
議長	「整理番号 1068 番」について、事務局の説明を求めます。
事務局	それではご説明いたします。議案書 35 ページの「整理番号 1068 番」は、農地中間管理事業により農地中間管理機構である秋田県農業公社が利用権設定により農地中間管理権を取得し、8 月 19 日付で農用地利用集積計画の公告により農家に貸し付ける予定となっております。 本農用地利用集積計画につきましては、配布しております別紙資料「旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項」に規定する要件に該当するものと判断いたします。説明は以上です。
議長	事務局の説明が終わりました。それでは、この件に関しまして皆様からご質問等ございませんか。 (質問、意見等なし)
議長	ご質問がないようですので、お諮りいたします。「整理番号 1068 番」について、承認することに賛成の方は挙手願います。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、「整理番号 1068 番」については、承認することにいたします。 (議席番号 4 番 石山俊彦委員 着席)
議長	次に議事参与の制限の案件を除く、「整理番号 913 番」から「整理番号 1075 番」について、事務局の説明を求めます。
事務局	それではご説明いたします。はじめに所有権移転になります。議案書 18 ページの「整理番号 913 番」は、秋田県農業公社が出し手農家から農地を買い入れるものとなっております。令和 6 年 10 月総会以降に農家に売り渡す予定となっております。議案書 18 ページの「整理番号 914 番」から「整理番号 916 番」の 3 件は、秋田県農業公社が出し手農家から買い入れしていた農地を受け手農家に売り渡すものとなっております。 次に相対による利用権設定になります。議案書 19 ページの「整理番号 922 番」から議案書 20 ページの「整理番号 929 番」までの 8 件は、再設定が 3 件、新規設定が 5 件となっております。 続きまして、農地中間管理事業になります。議事参与の制限の案件を除く議案書 20 ページの「整理番号 930 番」から議案書 36 ページの「整理番号 1075 番」までの 145 件は、農地中間管理事業により農地中間管理機構である秋田県農業公社が利用権設定により農地中間管理権を取得し、8 月 19 日付で農用地利用集積計画の公告により農家に貸し付ける予定となっております。

	なお、共有地及び未相続地に係る利用権設定については、二分の一を超える共有持分を有する者の同意を得ていることを確認しております。 本農用地利用集積計画につきましては、配布しております別紙資料「旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項」に規定する要件に該当するものと判断いたします。説明は以上です。
議長	事務局の説明が終わりました。それでは、この件に関しまして皆様からご質問等ございませんか。 (質問、意見等なし)
議長	ご質問がないようですので、お諮りいたします。議事参与の制限の案件を除く「整理番号 913 番」から「整理番号 1075 番」について、承認することに賛成の方は挙手願います。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議事参与の制限の案件を除く「整理番号 913 番」から「整理番号 1075 番」について、承認することにいたします。
議長	以上をもって、「議案第 32 号」については、「異議ないものと認める。」との意見を付して、横手市長に答申することに決定いたします。
議長	日程 6、「議案第 33 号 農用地利用集積等促進計画（案）審議について」を上程いたします。事務局の説明を求めます。
事務局	それではご説明いたします。 はじめに農地中間管理事業になります。議事参与の制限の案件を除く、議案書 40 ページの「整理番号 56 番」から、議案書 46 ページの「整理番号 112 番」の 57 件は、農地中間管理事業により農地中間管理機構である秋田県農業公社が促進計画を定め、県への認可申請を行い、「整理番号 56 番」から「整理番号 72 番」は令数 6 年 9 月 27 日付けで、「整理番号 73 番」から「整理番号 112 番」は令和 6 年 10 月 15 日付の県公告により農家に貸し付ける予定となっております。 次に権利移転になります。現在の受け手農家から新たな受け手農家へ、賃借料や残存契約期間について原契約と同一条件で利用権を移転するものです。議案書 47 ページの「整理番号 113 番」から議案書 48 ページの「整理番号 125 番」の 13 件は、農地中間管理事業により農地中間管理機構である秋田県農業公社が促進計画を定め、県への認可申請を行い、令和 6 年 10 月 15 日付の県公告により農家に貸し付ける予定となっております。 なお、共有地及び未相続地に係る利用権設定については、二分の一を超える共有持分を有する者の同意を得ていることを確認しております。 本農用地利用集積等促進計画につきましては、配布しております別紙資料「農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項」に規定する

	要件に該当するものと判断いたします。説明は以上です。
議長	事務局の説明が終わりました。この件に関しまして、皆様からご質問等ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	ご質問がないようですので、お諮りいたします。「議案第 33 号」について、承認することに賛成の方は挙手願います。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、「議案第 33 号」については、承認することにいたします。
議長	以上をもって、「議案第 33 号」については、「異議ないものと認める。」との意見を付して、横手市長に答申することに決定いたします。
議長	日程 7、「議案第 34 号 買受適格証明願いに対する意見決定について」を上程いたします。 本件におきましては、議席番号 22 番 木村由美子委員の関連案件となっておりますので、「農業委員会等に関する法律」第 31 条の規定に基づく、「議事参与の制限」により本案件の議事開始から終了まで退席をお願いします。 (議席番号 22 番 木村由美子委員 一時退席)
議長	事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、ご説明いたします。申請案件は 1 件です。議案書 50 ページをご覧ください。 裁判所で行われる農地の競売に参加する際、農業委員会からの適格証明が必要であるため、申請があったものです。 「1 番」は、雄物川地域局管内からの申請です。入札予定地の所在、面積、申請者の経営面積、農業従事者数、事件番号及び農機具等の所有については、議案書記載のとおりです。 入札対象地までの距離は、約 0.5 キロメートル、自動車です約 5 分です。 入札期間は 8 月 28 日から 9 月 4 日まで、開札日は 9 月 11 日、売却決定日は 10 月 1 日となっております。 以上、配布しております別紙資料「農地法第 3 条調査書 競売買受適格証明書」の受付番号 1 番に記載されておりますとおり、農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないことから、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 説明は以上です。

議長	事務局の説明が終わりました。 これより、現地調査をされました委員から、補足等ありましたらご説明をお願いします。 (特になし)
議長	この件に関しまして、皆様からご質問等ございませんか。 (質問、意見等なし)
議長	ご質問がないようですので、お諮りいたします。「議案第 34 号」について、承認することに賛成の方は挙手願います。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、「議案第 34 号」については、農地等の競売に係る適格証明書を交付することに決定いたします。
議長	退席委員の入場を認めます。 (議席番号 22 番 木村由美子委員 着席)
議長	日程 8、「議案第 35 号 令和 6 年度秋田県農業委員会大会への政策提案事項(案)について」を上程いたします。事務局の説明を求めます。
事務局	本日お手元に配布しております議案第 35 号別紙をご覧ください。本件については、11 月 2 日に鹿角市で開催される「令和 6 年度秋田県農業委員会大会」に大会議案として提案するもので、各地域より提出されました提案について運営委員会を経て取りまとめたものを本日の総会でご審議いただくものです。また、内容が重複等していたものについては、事務局で調整しております。それでは内容を説明いたします。なお、説明は件名と提案内容とさせていただきますのでご了承願います。 1 件目は、「指定管理鳥獣(イノシシ)による被害の対策強化」についてです。提案内容は、「くくりわな」によるイノシシ捕獲の実施、指定管理鳥獣対策を専門に担う自治体職員の育成、電気柵など獣害対策用品の購入補助、農地周辺の草刈りなどに対する備品や経費の補助、猟友会活動への資金面での支援、農業者への知見や情報提供に対する行政からの支援拡充を求めるとしております。 2 件目は、『水田活用の直接支払い交付金』の運用の見直しについてです。提案内容は、積雪の多い地域においては、少ない地域に比べ長期間農地が雪の下のある状態にあり、農地の利用期間が短いことなどから、この期間を水張りとしてみなすことにより水を嫌う畑作物を継続的に栽培し、結果、水田の有効活用が望まれるため、運用の見直し検討することを提案するとしております。 3 件目は、『畑地化促進事業』の運用と支援策の強化についてです。

	提案内容は、地域の実情に応じた計画を策定し、交付金を支給できるような自由度の高い交付金事業の運用について検討していただきたいとしております。 4 件目は、「地域の実態を踏まえた農地の集積目標の設定について」です。提案内容は、農地の集積目標の設定にあつては策定された地域計画を踏まえた上で、担い手に位置付けられていない今後育成すべき農業者等も含めた集積面積をカウントすることを提案するとしております。 5 件目は、「耕作条件不利農地並びに中小規模農家及び新規就農者への支援策の強化」についてです。提案内容は、耕作条件不利農地及び中小規模農家への支援対策を強化することと、新規就農者に寄り添った支援をするため、市町村、都道府県及び関係機関・団体が連携し、相談から就農と経営安定までの支援策を強化することを提案することとしております。 6 件目は、「潜在的な耕作放棄地対策への支援強化について」です。提案内容は、域外に借受人候補者が顕在化した際には、経費（移動経費等）を補填するための財政的支援の検討と放棄地及び遊休地の環境保全申し出者に対する補助金制度の導入することとしております。 説明は以上です。この 6 件を秋田県農業委員会大会への政策提案事項とすることについて、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。
議長	事務局の説明が終わりました。この件に関しまして、皆様からご質問等ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	ご質問がないようですので、お諮りいたします。「議案第 35 号」について、原案に賛成の方は挙手願います。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、「議案第 35 号」については、異議ないものと認め、原案のとおり秋田県農業会議に提出することに決定いたします。
議長	日程 9、「報告第 6 号 農地の転用事実に関する調査結果について」を上程いたします。事務局の報告を求めます。
事務局	それではご説明いたします。議案書 53 ページをご覧ください。報告件数は 1 件となっており、横手地域局管内からのものになります。 照会地は、「JR 横手駅」から南東約 800m に位置しています。隣接地の状況は、北側・南側・東側は宅地、西側は JR 北上線となっています。 土地の状況です。農地法第 5 条の申請により昭和 40 年 6 月 29 日付けで許可を受けておりましたが、当時土地を所有していた申請者の祖父が、地目変更登記の手続きをしていなかったとのことです。現在、住宅は解体されていますが、コンクリート舗装等が残っており農地としての利用

は見込めないため、「非農地」と判断しました。

現地調査は、7月11日、高橋馨委員、佐藤省美委員、久米豊昭推進委員と事務局で実施しています。

調査結果は、7月11日付けで記載のとおり報告しています。

報告は、以上です。

議長

事務局の報告が終わりました。

これより、現地調査をされました委員から、補足等ありましたらご説明をお願いします。

(特になし)

議長

この件に関しまして、皆様からご質問等ございませんか。

(質問、意見等なし)

議長

ご質問がないようですので、「報告第6号」の報告を終わります。

議長

以上をもちまして、第6回総会を閉会します。

ご協力ありがとうございました。

(11時13分) 閉会

上記会議の顛末を記録し、その内容の相違ないことを証するためここに署名する。

横手市農業委員会

令和 6 年 8 月 16 日

議 長 飯野 正和

署名委員 新山 武

署名委員 千田 誠治
